

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 技術管理課
契約締結年月日	令和6年11月8日
契約者名	公益社団法人 山梨県建設技術センター
契約名	令和6年度 建設発生土処理状況調査外業務委託
契約金額 (税込み)	6,677,000円
随意契約理由	<p>本業務は、資源有効利用促進法の省令の改正が本年6月に全面施行されたことを受け、山梨県公共工事における建設発生土の利用及び搬出状況について整理・分析し、県内の残土処分の実態把握、及び国交省へ令和6年度末までに提出する義務があること、また、建設産業の持続的な担い手の確保並びに本年4月より労働基準法における労働時間の上限規制が建設業へ適用されたことを受け、受発注者双方の事務負担軽減を図るため、工事書類の簡素化について検討しガイドラインの策定を行う業務である。</p> <p>建設発生土の利用及び搬出状況の整理・分析は、公共性が高く、使用するデータは国土交通省により、5年周期で実施される建設副産物の実態を把握するための建設副産物実態調査へも利用するものであり、提出前のデータであることから、委託先にはデータの取扱について高い守秘性が要求される。</p> <p>また、工事書類の簡素化の検討及び資料作成には、土木工事標準積算基準書、土木工事共通仕様書や各種部内通知等を使用すると共に、その内容や公共事業執行の流れを十分に把握し、土木行政に精通している必要がある。</p> <p>公益社団法人山梨県建設技術センターは、豊富な実績から培った高い技術力と公益法人としての高い守秘性を有しており、土木工事標準積算基準書等の改定業務を実施していることから、工事関係書類の内容を熟知し、実務に則した積算を行うことができる唯一の法人である。</p> <p>従って、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人山梨県建設技術センターと随意契約するものである。</p> <p>※公益社団法人山梨県建設技術センターは、公共事業等の適正かつ円滑な執行と良質な社会資本の整備を促進することを目的に設立された法人であり、県及び市町村の土木行政の補完支援を行っている。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号